

国際電気標準会議分担金

令和6年度概算要求額 **1.4億円（1.3億円）**

事業の内容

事業目的

国際電気標準会議（IEC）の加盟国として分担金を支払うことで、IECの会員団体として国際標準化活動に参画し、我が国の意見を発信、反映することにより、我が国電気電子関連産業の国際競争力の維持・強化を図る。

事業概要

IECは、89カ国が加盟する電気電子分野の国際標準化機関。昭和28（1953）年に、日本は閣議了解を得てIECに加盟。現在は日本の代表として日本産業標準調査会（産業標準化法に基づき設置された審議会。経済産業省が事務局を担う。）が加盟しており、これに伴う分担金を支払うもの。

電気電子分野における、我が国産業の国際競争力強化の観点から、IECにおける国際規格作成プロセスにおいて、我が国の意見を発信、反映させている。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

昭和29（1954）年度からの事業であり、資金拠出に応じたIEC幹部委員数に占める我が国幹部委員数を確保し、IECの国際標準化活動において我が国影響力を強めることを目指す。